

議案第35号

大阪市消防手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市消防手数料条例（平成12年大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(消防法の規定に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第3条 消防法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p>(4) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 次に掲げる貯蔵所の区分に応じ、1件につき、それぞれ次に定める額</p> <p>[ア~エ 略]</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000円</u>以内で当該貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の最大数量に応じ市規則で定める額</p> <p>[カ~シ 略]</p> <p>[(5)~(13) 略]</p>	<p>(消防法の規定に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p>(4) [同左]</p> <p>[ア~エ 同左]</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000円</u>以内で当該貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の最大数量に応じ市規則で定める額</p> <p>[カ~シ 同左]</p> <p>[(5)~(13) 同左]</p>
<p>(高圧ガス保安法の規定に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第5条 高圧ガス保安法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。</p>	<p>(高圧ガス保安法の規定に基づく事務に係る手数料)</p> <p>第5条 [同左]</p>

<p>(1) 高压ガスの製造の許可の申請に対する 審査 次に掲げる当該申請を行う者の区 分に応じ、1件につき、それぞれ次に定 める額</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 高压ガス保安法第5条第1項第1号 に該当する者であって移動式製造設備 (高压ガスの製造のための設備で移動 することができるように設計したもの をいう。以下この条において同じ。)の みを使用して高压ガスの製造をするも の 次に掲げる設備の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額 (当該移動式製造 設備について液石法第37条の4第1項 の許可を受けた者の許可の申請に対す る審査にあつては、6,000円)</p> <p>[(7)~(9) 略]</p> <p>[ウ 略]</p> <p>[(2)~(16) 略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>(1) [同左]</p> <p>[ア 同左]</p> <p>イ 高压ガス保安法第5条第1項第1号 に該当する者であって移動式製造設備 (高压ガスの製造のための設備で移動 することができるように設計したもの をいう。以下この条において同じ。)の みを使用して高压ガスの製造をするも の 次に掲げる設備の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額</p> <p>[(7)~(9) 同左]</p> <p>[ウ 同左]</p> <p>[(2)~(16) 同左]</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請され
た審査に係る手数料について適用し、同日前に申請された審査に係る手数料については、なお従
前の例による。

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貯蔵所の設置の許可の申請に対す
る審査等に係る手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する

次第である。